

児童に関する書き込みの削除義務について

1 表現の自由との関係で慎重な検討をすべきではないか

出会い系サイトではそもそも児童の利用が認められていないので、児童に関する書き込みを削除したとしても、投稿者（児童又は児童を誘う大人）の正当な権利利益を侵害することとはならないのではないかと。【別紙1】

2 自主削除を行うサイトでも被害が発生しており削除には実効性がないのではないかと

自主削除を行っているサイトでも児童被害は発生しているが、削除をしていなければより多くの被害が発生していたのではないかと。なお、自主削除の程度（体制等）は事業者によって様々であり、すべてが削除されているものではないので、一定の被害が発生しているのではないかと。

児童に関する書き込みが掲示板に放置された場合、次々に返信メールが届くことにより児童被害が発生する可能性が高まる。法律で削除を義務付けることにより、出会い系サイト事業者がこうした不適切な書き込みを速やかに削除するインセンティブが働くことが期待されるのではないかと。

書き込んで削除されてしまうこととなれば、サイトを利用したり書き込んだりしようとする児童に対する抑止力となるのではないかと。

3 年齢確認を強化すれば削除の義務付けは不要なのではないかと

年齢確認を強化すれば、児童の利用防止に一定の効果は見込まれるが、対面確認でない以上は限界があり、児童利用を完全には防止できない（他人の身分証明書を送付する場合等）。削除義務を含めた他の措置と年齢確認の強化を組み合わせ、相互に補完することによって、効果的な児童被害の防止が図られるのではないかと。【別紙2】

4 削除を義務付けずにより抑制的な規制（自主規制を促す等）とすべきではないかと

事業者自主規制を求めるとしても、出会い系サイト事業者の団体が無いのでそれを促す枠組みが不十分ではないかと。現行法第9条（努力義務）により児童の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止措置が既に規定されているところ、法施行後4年が経過した現在でも自主規制を行っていない事業者に今さら自主規制を促すことは効果が期待できないのではないかと。

自主削除を行わないサイトに利用者が集まり（「消されないので児童に出会いやすい」）、コストをかけて自主規制を行っている事業者との間で不公平が生じるのではないかと。

出会い系サイト上の書き込みの削除義務と表現の自由について
(1 及び 2 は、芦部信喜・憲法第四版及び憲法学 による。)

1 表現の自由

(1) 表現の自由の価値

表現の自由を支える価値として、個人が言論活動を通じて自己の人格を發展させるという、個人的な価値(自己実現の価値)と、言論活動によって国民が政治的意思決定に関与するという、民主制に資する社会的な価値(自己統治の価値)がある。表現の自由は個人の人格形成にとっても重要な権利であるが、とりわけ、国民が自ら政治に参加するための不可欠の前提をなす権利である。

表現の自由は、思想・情報を発表し伝達する自由であり、情報をコミュニケーションする自由であるから、本来、「受け手」の存在を前提にしている。

(2) 公共の福祉による制約

憲法は、基本的人権について「公共の福祉」による制約が存する旨を定めており、判例は、表現の自由といえども、「公共の福祉のため必要のあるときは、その時、所、方法等につき合理的に制限できるものである」旨説いてきている。

2 表現の自由の違憲審査基準

(1) 判例の態度

最高裁は、表現の時・所・方法の規制(表現内容中立規制)立法に対し、当初は、抽象的な「公共の福祉」や「選挙の公正」との観点によって合憲性を認めてきた。その後、公務員の政治活動の一律全面禁止(表現内容規制)の合憲性審査の基準として打ち出された「合理的関連性の基準」を、表現内容中立規制立法である公選法第138条の戸別訪問禁止規定に対しても採用し(注)、後の下級審判決でも広く採用されている。

注 戸別訪問禁止規定事件(最大判昭和56年7月21日)

(2) 合理的関連性の基準

目的と手段との間に抽象的・観念的な関連性があればよいとする基準。我が国の判例では、規制目的(立法目的)の正当性、規制手段(立法目的達成手段)と規制目的との間の合理的関連性、規制によって得られる利益と失われる利益との均衡が必要であるとされている。

3 出会い系サイト上の書き込みの削除義務と表現の自由について

今回、事業者が児童に係る誘引を知ったときの削除義務を課すことを予定している。当該規制は出会い系サイトにおける「児童の表現の自由」及び「児童を誘引しようとする児童以外の者の表現の自由」を制約するものである。

「児童」の「表現の自由」の制約については、現行法で児童の出会い系サイト利用が認められていないことによって、出会い系サイトにおける児童の表現行為は既に制約されているので、削除義務によっても実質的な不利益の変更はない。よって、表現の自由を侵害しない。

「児童を誘引しようとする児童以外の者」の「表現の自由」の制約について、判例の採用する合理的関連性の基準に照らして検討すると、出会い系サイトに関連する児童被害の発生実態を踏まえれば、出会い系サイトの利用に起因する犯罪から児童を保護するという立法目的は正当であり、児童の利用が認められていない出会い系サイトにおいて、児童を相手方とする誘引は法律上存在しない受け手に向けられた情報の伝達といえることから、こうした表現の自由を保護する必要性は相対的に低いので、児童保護のためにこれらを事後的に規制することは必要かつ合理的な規制手段であり、当該規制により判断力の未熟な児童を児童売春等の犯罪から保護できる利益は、法律上存在しない受け手に向けた表現行為を行うことによる利益に比して大きいことから、表現の自由を侵害しない。

なお、文面上児童による誘引のうち児童以外の者が児童を装って行うものについては、児童の利用が認められていない出会い系サイトにおいて児童を装って行う表現行為であるから、こうした表現の自由を保護する必要性も相対的に低いと考えられるため、表現の自由を侵害しない。

よって、当該規制は表現の自由を侵害しない。

他法令における児童でないことの確認方法等について
(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の例)

1 テレホンクラブ営業(店舗型・無店舗型電話異性紹介営業)

(1) 利用規制

- ・ 18歳未満の者からの会話の申込みを取り次いではない(法31条の13 七、法31条の18 二)
- ・ 営業者は会話の申込みをした者が18歳以上であることを確認するための措置を講じておかなければならない(法31条の13 、法31条の18)

【年齢確認方法】(具体的な確認方法(規則66条 、規則72条))

身分証明証等の写し(身分証明書、運転免許証、保険者証等の申込者の年齢又は生年月日を確認するために必要な部分の写し)をファックスにより受信すること
クレジットカードを使用する方法その他の18歳未満の者が通常利用できない方法により料金を支払う旨の同意を受けること
利用者の年齢を確認したネットワーク上の認証局から識別番号等の告知を受けること

(2) 義務違反に対する行政処分

- ・ 指示処分(法31条の14、法31条の19)
- ・ 8月以内の営業停止処分(法31条の15 、法31条の20)

2 インターネット利用のアダルト映像送信営業(映像送信型性風俗特殊営業)

(1) 利用規制

- ・ 18歳未満の者を客としてはならない(法31条の8)

【年齢確認方法】(法31条の8)

客が18歳以上である旨の証明又は18歳未満の者が通常利用できない方法により料金を支払う旨の同意を受けること

(2) 義務違反に対する行政処分

- ・ 指示処分(法31条の9)
- ・ 年少者利用防止のための命令(罰則あり、法31条の10)